

平成 29 年（ネ）第 373 号，令和 2 年（ネ）第 56 号，第 62 号 原状回
復等請求控訴，同附帶控訴事件

判 決 書

仙台高等裁判所第 3 民事部

前　　注

- ・略語・用語については、原則として原判決のとおりとする。
- ・当事者については、以下の表記を原則とする。

「一審原告」…本件訴訟（控訴審のみを含む）において請求に対する審判を求めて訴訟を追行していた者をいい、後記「提訴時」、「死亡」、「承継」、「取下」、「ふるさと喪失」を付さずに用いる場合は、原則として口頭弁論終結時点で訴訟を追行していた者、すなわち、後記「提訴時一審原告」（ただし、後記「取下一審原告」及び「死亡一審原告」を除く）並びに後記「承継一審原告」（ただし、口頭弁論終結時までに訴えを取り下げた者を除く）を指すが、第3章第5節及び第6節において、本件事故で被害を被った主体を指すときは、原則として後記「承継一審原告」を除き、「死亡一審原告」を加えた者、すなわち、後記「提訴時一審原告」から「取下一審原告」を除いた者を指す。

「提訴時一審原告」…第1～6事件を提訴した者

「取下一審原告」…口頭弁論終結時までに訴えを取り下げ、一審被告らによる同意が得られた提訴時一審原告及び口頭弁論終結時までに死亡した提訴時一審原告のうち、同人を承継した全ての「承継一審原告」が口頭弁論終結時までに訴えを取り下げ、一審被告らによる同意が得られた者

「死亡一審原告」…口頭弁論終結時までに死亡した提訴時一審原告（ただし、一人の死亡一審原告に係る全ての「承継一審原告」が口頭弁論終結時までに訴えを取り下げ、一審被告らによる同意が得られた者は除く。）

「承継一審原告」…口頭弁論終結時までに死亡した提訴時一審原告を承継した一審原告（同人自身が提訴時一審原告であるか否かを問わない）

「「ふるさと喪失」一審原告」…第2事件（26人）又は第6事件（14人）の提訴時一審原告（合計40人）

- ・原判決と同一の事実を同一の証拠によって認定する場合は、原則として証拠引用を省略し、証拠を付加する場合及び新たな事実を認定する場合にのみ、当該証拠の番号を記載するものとする。
- ・人物名については原則として敬称略とする。
- ・月又は月日のみで表記した日付は平成23年のものとする。

令和2年9月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成29年(ネ)第373号, 令和2年(ネ)第56号, 第62号 原状
回復等請求控訴, 同附帯控訴事件(原審・福島地方裁判所平成25年
(ワ)第38号, 第94号, 第175号, 平成26年(ワ)第14号, 第
165号, 第166号〔以下, これらの各事件を順に「第1事件」, 「第2
事件」等ということがある。])

口頭弁論終結日 令和2年2月20日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原判決主文第1ないし3項に係る控訴及び附帯控訴について(それぞれ関連する一審原告ら共通)
 - (1) 一審原告らの控訴のうち原判決主文第1項及び第3項に係る部分をいずれも棄却する。
 - (2) 一審被告らの附帯控訴に基づき, 原判決主文第2項を取り消す。
 - (3) 上記取消部分に係る一審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 原判決主文第4ないし7項に係る控訴について
 - (1) 一審原告らのうち, 別紙6主文一覧表の「分類」欄に①と記載のあ
る者(以下「一審原告ら①」という。) 関係

ア 一審原告ら①の控訴に基づき, 原判決(主文第4ないし7項。以
下, 本判決第2項において同じ)中一審原告ら①に係る部分を次
とおり変更する。

イ 一審被告らは, 一審原告ら①に対し, 連帶して同表の「認容額」
欄記載の各金員及びうち同表の「原審元金」欄記載の各金員に対す

る平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 一審原告ら①のその余の請求をいずれも棄却する。

(2) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に②と記載のある者（以下「一審原告ら②」という。）関係

ア 一審原告ら②の控訴に基づき、原判決中同一審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

イ 一審被告らは、一審原告ら②に対し、連帶して同表の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から（ただし、同表の「始期」欄に日付の記載のある者については、当該日から）支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 一審原告ら②のその余の請求をいずれも棄却する。

(3) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に③と記載のある者（以下「一審原告ら③」という。）関係

ア 一審原告ら③の控訴に基づき、原判決中同一審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

イ 一審被告らは、一審原告ら③に対し、連帶して同表の「認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に④と記載のある者（以下「一審原告ら④」という。）関係

ア 一審原告ら④の控訴に基づき、原判決中同一審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

イ 一審被告らは、一審原告ら④に対し、連帶して同表の「認容額」欄記載の各金員及びうち同表の「原審元金」欄記載の各金員に対する

る平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に⑤と記載のある者（以下「一審原告ら⑤」という。）関係

ア 一審被告らの一審原告ら⑤に対する控訴をいずれも棄却する。

イ 一審原告ら⑤の控訴に基づき、原判決中同一審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

ウ 一審被告らは、一審原告ら⑤に対し、連帶して同表の「認容額」欄記載の各金員及びうち同表の「原審元金」欄記載の各金員に対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

エ 一審原告ら⑤のその余の請求をいずれも棄却する。

(6) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に⑥と記載のある者（以下「一審原告ら⑥」という。）関係

ア 一審被告らの一審原告ら⑥に対する控訴をいずれも棄却する。

イ 一審原告ら⑥の控訴に基づき、原判決中同一審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

ウ 一審被告らは、一審原告ら⑥に対し、連帶して同表の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

エ 一審原告ら⑥のその余の請求をいずれも棄却する。

(7) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に⑦と記載のある者（以下「一審原告ら⑦」という。）関係

ア 一審原告ら⑦の控訴に基づき、原判決中同一審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

イ 一審被告東電は、一審原告ら⑦に対し、同表の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 一審原告ら⑦のその余の請求をいずれも棄却する。

エ なお、一審原告ら⑦は当審において一審被告国に対する訴えを取り下げた。

(8) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に⑧と記載のある者（以下「一審原告ら⑧」という。）関係

ア 一審原告ら⑧の一審被告東電に対する控訴及び一審被告国の一審原告らに対する控訴をいずれも棄却する。

イ 一審原告ら⑧の一審被告国に対する控訴及び一審被告東電の一審原告らに対する控訴に基づき、原判決中同一審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

ウ 一審被告らは、一審原告ら⑧に対し、連帶して同表の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

エ 一審原告ら⑧のその余の請求をいずれも棄却する。

(9) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に⑨と記載のある者（以下「一審原告ら⑨」という。）関係

ア 一審原告ら⑨の一審被告らに対する控訴及び一審被告国の一審原告らに対する控訴をいずれも棄却する。

イ 一審被告東電の一審原告ら⑨に対する控訴に基づき、原判決中一審被告東電に対する一審原告ら⑨の請求部分を次のとおり変更する。

ウ 一審被告東電は、一審原告ら⑨に対し、一審被告国と連帶して同表の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

エ 一審原告ら⑨のその余の請求をいずれも棄却する。

(10) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に⑩と記載のある者（以下「一審原告ら⑩」という。）関係

ア 一審原告ら⑩の控訴をいずれも棄却する。

イ 一審原告ら⑩に対する一審被告らの控訴に基づき、原判決中同一審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

ウ 一審被告らは、一審原告ら⑩に対し、連帶して同表の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

エ 一審原告ら⑩のその余の請求をいずれも棄却する。

(11) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に⑪と記載のある者（以下「一審原告ら⑪」という。）関係

ア 一審原告ら⑪の控訴をいずれも棄却する。

イ 一審原告ら⑪に対する一審被告らの控訴に基づき、原判決中一審被告ら敗訴部分を取り消す。

ウ 上記部分に係る一審原告ら⑪の請求をいずれも棄却する。

(12) 一審原告らのうち、同表の「分類」欄に⑫と記載のある者（以下「一審原告ら⑫」という。）関係

一審原告ら⑫の控訴をいずれも棄却する。

3 当審における追加請求について

(1) 一審被告らは、一審原告ら①、④及び⑤に対し、連帶して同表の「追加元金」欄記載の各金員に対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 一審原告ら①及び⑤のその余の当審における追加請求並びに一審原告ら②、⑥ないし⑫の当審における追加請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、次のとおりとする。

- (1) 一審原告ら①ないし⑥, ⑧及び⑩と一審被告らとの間で生じた訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを5分し、その1を一審被告らの、その余を同一審原告らの負担とする。
- (2) 一審原告ら⑦及び⑨と一審被告東電との間で生じた訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを5分し、その1を一審被告東電の、その余を同一審原告らの負担とする。
- (3) 一審原告ら⑨と一審被告国との間で生じた控訴費用は各自の負担とし、附帯控訴費用は同一審原告らの負担とする。
- (4) 一審原告ら⑪及び⑫と一審被告らとの間で生じた訴訟費用は、第1, 2審を通じて全て同一審原告らの負担とする。
- 5 本判決第2項の(1)イ, (2)イ, (3)イ, (4)イ, (5)ウ, (6)ウ, (7)イ, (8)ウ, (9)ウ及び(10)ウ並びに第3項の(1)は、本判決がこれらの部分に係る各一審被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。

ただし、一審被告らが、同部分に係る各一審原告に対し、同表の「担保額」欄記載の各金員の担保を各自供するときは、当該一審被告は、当該一審原告との関係で、その執行を免れることができる。

目 次

前　　注	1
主　　文	3
目　　次	9
第1章 当事者の求めた裁判（当審における訴え変更後のもの）	34
第1　一審原告ら	34
第2　一審被告東電	36
第3　一審被告国	36
第2章 本件の概要	37
第1節 事案の概要等	37
1 事案の概要	37
2 原判決の概要	39
3 当審における主張経過概要	40
(1) 控訴提起等	40
(2) 平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求について	41
(3) 「ふるさと喪失」による損害賠償請求について	43
第2節 前提事実（争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により 容易に認められる事実）	43
第1　当事者	43
1 提訴時一審原告ら	43
2 一審被告東電	44
3 一審被告国	44
第2　福島第一原発の概要等	44
1 福島第一原発の概要	44

2	沸騰水型軽水炉の概要	45
3	福島第一原発に係る非常時における安全設備等	47
第3	本件地震の発生から本件事故に至る経緯	49
1	本件地震の発生及び本件津波の到来	49
2	1号機の状況	50
3	2号機の状況	52
4	3号機の状況	53
5	4号機の状況	54
6	5号機、6号機の状況	54
7	放射性物質の大量放出	55
第3節	争点	55
1	原状回復請求	55
2	一審被告東電の損害賠償責任	55
3	一審被告国の損害賠償責任	55
4	損害	55
第4節	争点に対する当事者の主張（要旨）	55
第3章	当裁判所の判断	56
第1節	原状回復請求について	56
第1	総論	56
第2	請求の特定性について	56
1	実現すべき結果のみを記載した請求が特定性を欠いていること	56
2	特定の作為を求める請求と善解しても不適法であること	58
第3	原状回復請求の適法性についてのまとめ	60
第2節	認定事実	60

第1	総論	60
第2	おおむね「長期評価」公表以前	61
1	津波地震等に係る一般的な知見	61
(1)	津波地震	61
(2)	津波地震の機序に係る知見	61
ア	プレート間地震に係る津波	62
イ	「比較沈み込み学」	63
ウ	地震地体構造論	64
(ア)	萩原マップ（1991，甲B413・190頁）	65
(イ)	垣見マップ（2003，乙B163）	65
エ	アスペリティモデル	66
オ	付加体モデル	66
カ	明治三陸地震（1896）に係る谷岡・佐竹論文（1996）	67
キ	JAMSTECによる構造探査（平成13年）	67
2	869年貞観津波（甲B1の1，12の1）に係る知見	68
(1)	概要	68
(2)	「長期評価」公表までの知見	68
ア	平成2年	68
イ	平成10年	69
ウ	平成12年	69
エ	平成13年	69
オ	平成14年	70
3	想定津波に係る知見等	71
(1)	設置許可時点における想定津波（3.1m）	71

(2) 平成 6 年時点での一審被告東電による想定津波 (3. 5 m)	71
(3) 7 省庁手引き	71
(4) 4 省庁報告書	72
ア 4 省庁報告書による想定津波 (6. 4 m)	72
イ 電事連による想定津波 (8. 6 m)	72
ウ 平成 10 年時点での一審被告東電による想定津波 (4. 8 m)	72
エ 計算値の 2 倍又は標準偏差分の 2 倍の津波までの考慮	73
(5) 「津波浸水予測図」	73
(6) 土木学会の「津波評価技術」	74
ア 平成 14 年 2 月の「津波評価技術」	74
イ 一審被告東電の対応	75
ウ 本件事故後の津波評価技術の改訂	76
第 3 地震調査研究推進本部地震調査委員会による「長期評価」	76
1 「長期評価」の作成・公表等	76
(1) 「長期評価」の作成・公表 (平成 14 年 7 月)	76
(2) 「長期評価」の概要	77
(3) 「長期評価」の信頼度の公表 (平成 15 年 3 月)	79
(4) 地震本部による地震動予測地図の公表 (平成 17 年 3 月)	79
2 「長期評価」に対する一審被告らの対応	80
(1) 保安院によるヒアリングと一審被告東電の対応 (平成 14 年 8 月)	80
(2) 平成 20 年 2 月 16 日	82
(3) 今村文彦見解 (平成 20 年 2 月 26 日)	83
(4) 平成 20 年試算 (平成 20 年 4 月 18 日)	83

(5) 平成 20 年 6 月 10 日	84
(6) 一審被告東電内部における「長期評価」対応方針決定（平成 20 年 7 月 31 日）とそれ以降のやり取り	84
ア 平成 20 年 7 月 31 日	85
イ 平成 20 年 8 月 6 日	86
ウ 平成 20 年 8 月 11 日	87
エ 平成 20 年 8 月 14 日	88
オ 平成 20 年 8 月 18 日	88
カ 平成 20 年 10 ～ 12 月頃 土木学会委員からの意見聴取	89
(7) 耐震バックチェック内部説明会（平成 20 年 9 月 10 日）	89
(8) 平成 21 年 2 月 11 日	90
(9) 平成 21 年 6 月	90
(10) 平成 21 年 8 月	90
(11) 平成 21 年 8 月 28 日	90
(12) 平成 22 年 8 月～平成 23 年 2 月	91
(13) 平成 23 年 3 月 7 日	91
(14) 一審被告国への対応	91
第 4 おおむね「長期評価」公表以降	92
1 土木学会の「長期評価」への対応等	92
(1) 土木学会における検討・審議予定等	92
(2) 平成 16 年度アンケート	93
(3) 平成 20 年度アンケート	94
2 中央防災会議の報告	95
3 福島県の津波想定区域図等	95
(1) 福島県の津波想定区域図	95

(2) 一審被告東電による想定津波（5m）	96
4 茨城県の浸水想定区域図等	96
(1) 茨城県の浸水想定区域図の作成	96
(2) 一審被告東電による想定津波（4.7m）	96
5 耐震バックチェック中間報告書の評価についての議論	96
(1) 耐震バックチェック指示	97
(2) 耐震バックチェック中間報告等	98
(3) 平成20年試算	98
(4) 平成21年報告	98
6 おおむね「長期評価」公表以降の関連論文等	99
(1) 鶴論文（平成14年）	99
(2) 松澤・内田論文（平成15年）	100
(3) 石橋論文（平成15年）	100
(4) 都司論文（平成15年）	100
(5) 今村・佐竹・都司論文（平成19年）	100
(6) 「日本の地震活動」（平成21年3月）	101
(7) 松澤論文（本件事故後。平成23年11月）	101
(8) 島崎論文（本件事故後。平成23年5月）	102
7 「長期評価」公表以降の貞観津波に係る知見	102
(1) 本件地震までの知見	102
ア 平成16年	102
イ 平成17年～平成22年 文部科学省委託業務	103
ウ 平成21年	107
エ 平成22年	108
オ 平成23年	109
(2) 一審被告東電による検討	109

ア 佐竹論文による検討	109
イ 津波堆積物調査	110
8 本件地震以前における地震・津波に関する地震学者の考え方	111
第5 溢水事故及び溢水事故対策等に係る知見等	112
1 総論	112
2 本件事故前の事例	113
(1) 日・福島第一原発溢水事故（平成3年溢水事故）	113
(2) ブルブレイエ原発溢水事故（1999年）	113
(3) 台・馬鞍山原発外部電源喪失事故（2001年）	115
(4) 印・マドラス原発溢水事故（2004年）	116
(5) 本件事故後の一審被告東電による振返り	117
3 本件事故前における各国の原子力発電所における水密化....	118
4 溢水勉強会	118
(1) 概要	118
(2) 平成18年5月11日第3回溢水勉強会	119
(3) 平成18年5月25日第4回溢水勉強会及びマイアミ論文	120
(4) 平成19年4月調査結果報告書	122
5 衆議院における質疑	123
6 本件事故後の国内の原発における水密化.....	123
第3節 一審被告東電の損害賠償責任	124
第1 一般不法行為に基づく請求の可否について	124
1 当裁判所の判断	124
2 当審における一審原告らの主張に対する判断	124
第2 一審被告東電の義務違反	127

1	総論	127
2	一審被告東電の負っていた義務	127
(1)	本件事故当時の一審被告東電に対する規制法令の概要	127
ア	原子力基本法	127
イ	炉規法	128
ウ	電気事業法	130
エ	省令 62 号	133
(2)	原子力発電所の有する危険性	134
(3)	一審被告東電の義務内容	135
3	津波に対する予見義務	135
4	予見可能性の対象	137
5	一審被告東電の予見可能性	138
6	本件事故発生を防止するために必要であった措置	144
7	一審被告東電の結果回避可能性	145
(1)	結果回避可能性に係る主張立証責任等	145
(2)	一審被告東電の結果回避可能性	146
8	一審被告東電の義務違反の有無及び程度	148
9	一審被告東電の当審における主張について	152
第 4 節	一審被告国との損害賠償責任	156
第 1	規制権限不行使の違法性の判断枠組み	156
1	当裁判所が採用する違法性の判断枠組み	156
2	一審被告国との当審における新主張に対する判断	158
第 2	本件における規制権限不行使の違法性	160
1	経済産業大臣の規制権限の有無	160
2	法令の趣旨・目的と被害法益の性質・重大性	167
3	予見可能性	169

(1) 予見可能性の対象	169
(2) 一審被告国の予見可能性	169
(3) 一審被告国の中の主張に対する判断	171
ア 「長期評価」の意義・性格	172
イ 「長期評価」の作成過程における異論等	173
(ア) 海溝型分科会における議論	173
(イ) 公募意見における批判	176
ウ 地震地体構造等に係る知見との関係	178
エ 慶長三陸地震及び延宝房総沖地震	180
オ 「長期評価」公表後の専門家らによる異論等	183
(ア) 原子力安全委員会における議論等	183
(イ) 垣見マップ	183
(ウ) 鶴論文、松澤・内田論文、石橋論文及び都司論文	184
(エ) 地震学会会長兼調査委員会委員長の異論	186
(オ) 「地震動予測地図」との関係	187
(カ) 中央防災会議の報告	189
(キ) 土木学会の第4期津波評価部会	190
カ 「長期評価」公表後の改訂等	191
(ア) 長期評価信頼度の公表	191
(イ) 平成21年3月の「長期評価」の一部改訂	192
キ 本件事故後に証拠化された専門家の供述	193
ク 小括	196
4 結果回避可能性	196
(1) 一審被告国の中の結果回避可能性の位置付け	196
(2) 結果回避可能性を基礎付ける事実の主張立証責任	197
(3) 防潮堤の設置について	199

(4) 重要機器室及びタービン建屋等の水密化について	202
(5) 小括	205
5 規制権限の性質及び被害者による被害回避可能性	205
6 「長期評価」の見解に対する一審被告国対応	206
(1) 平成14年8月の一審被告東電に対するヒアリング等	206
(2) 保安院によるその後の調査	209
(3) 「津波評価技術」の考え方との関係	217
7 総合的検討	222
(1) 規制権限不行使の違法性	222
(2) 一審被告国対応に対する判断	223
第3 一審被告国対応とその範囲	228
1 一審被告国対応の成否	228
2 一審被告国対応の範囲	228
第5節 損害論（総論）	230
第1 一審原告らの請求の整理	230
1 提訴後損害分として請求している部分について	230
2 平穀生活権侵害に係る損害賠償請求の整理	231
3 訴訟物の整理	232
(1) 平穀生活権侵害に基づく損害賠償請求	232
(2) 「ふるさと喪失」損害の賠償請求	235
(3) 中間指針等の月額10万円等の慰謝料の性格	237
(4) (1)から(3)までを前提とした本判決における判断手法	238
(5) 一律請求について	239
第2 損害の有無及び損害額の判断の在り方	241
1 一審原告らの主張の整理	241
2 損害の判断の在り方	241

3 損害の判断において考慮すべき要素	242
(1) 本件事故により侵害された事柄	242
ア 基本的な社会インフラ	244
イ 生活の糧を取得する手段	244
ウ 家庭・地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素	244
エ 周囲の環境・自然	244
オ 帰るべき地・心の拠り所となる地・想い出の地等としての 「ふるさと」	245
カ その他	245
(2) 侵害態様・程度	245
(3) 本件事故後の経緯・現状	246
第6節 損害論（各論）	246
第1 政府による避難指示等	246
1 概要	246
2 避難区域等の設定等	247
3 一時避難要請区域の設定等	248
4 特定避難勧奨地点の設定等	248
5 収束宣言等	249
6 避難区域等の再編	251
(1) 帰還困難区域	251
(2) 居住制限区域	251
(3) 避難指示解除準備区域	252
7 避難指示の解除等	252
(1) 避難指示解除の要件	252
(2) 避難指示等解除の推移	253
8 特定復興再生拠点区域	254

第2 中間指針等による賠償の枠組み	255
1 中間指針	255
(1) 中間指針の策定	255
(2) 避難指示等対象区域	255
ア 避難区域	255
イ 屋内退避区域	255
ウ 計画的避難区域	255
エ 緊急時避難準備区域	256
オ 特定避難勧奨地点	256
カ 一時避難要請区域（南相馬市）	256
(3) 避難等対象者	256
(4) 避難等対象者への賠償額の目安	257
ア 本件事故発生日から6か月間（第1期）	257
イ 第1期終了から6か月間（第2期）	258
ウ 第2期終了から終期までの期間（第3期）	258
エ 上記(3)ウの損害額	258
(5) 備考	259
2 中間指針第一次追補	259
(1) 中間指針第一次追補の策定	259
(2) 自主的避難等対象区域	259
ア 県北地域	259
イ 県中地域	260
ウ 相双地域	260
エ いわき地域	260
(3) 自主的避難等対象者	260
(4) 自主的避難等対象者の賠償額の目安	260

ア 子供及び妊婦	261
イ その他の者	262
(5) 備考	262
3 中間指針第二次追補	262
(1) 中間指針第二次追補の策定	262
(2) 第2期の終期変更	262
(3) 第3期の賠償額の目安	263
ア 避難指示解除準備区域	263
イ 居住制限区域	263
ウ 帰還困難区域	263
エ 旧緊急時避難準備区域	264
オ 特定避難勧奨地点	264
カ 自主的避難等対象区域	264
(4) 備考	265
4 中間指針第四次追補	265
(1) 中間指針第四次追補等の策定	265
(2) 第3期の賠償額の目安	266
ア 帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域ないし避難指示解除準備区域	266
イ それ以外の地域	267
(3) 備考	267
5 自主賠償基準	267
(1) 帰還困難区域、大熊町、双葉町旧居住者	268
(2) 居住制限区域、避難指示解除準備区域（旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域を含み、大熊町、双葉町を除く。）旧居住者	268

(3) 旧特定避難勧奨地点（南相馬市）旧居住者	268
(4) 旧特定避難勧奨地点（川内村、伊達市）旧居住者	268
(5) 旧緊急時避難準備区域旧居住者	268
(6) 旧一時避難要請区域、旧屋内退避区域旧居住者	268
(7) 自主的避難等対象区域旧居住者	269
(8) 県南地域及び宮城県丸森町旧居住者	269
6 全中間指針の位置付け等	270
(1) 全中間指針について	270
(2) 中間指針を巡る原賠審における議論	270
ア 中間指針策定まで	270
(ア) 第4回（5月16日）	271
(イ) 第7回（6月9日）	271
(ウ) 第8回（6月20日）	273
(エ) 第12回（7月29日）	274
(オ) 第13回（8月5日）	275
イ 中間指針第一次追補策定まで	278
(ア) 第14回（9月21日）	278
(イ) 第15回（10月20日）	279
(ウ) 第16回（11月10日）	280
(エ) 第17回（11月25日）	280
(オ) 第18回（12月6日）	282
ウ 中間指針第二次追補策定まで	286
(ア) 第19回（12月21日）（丙A46, 47）	286
(イ) 第21回（平成24年1月27日）	287
(ウ) 第23回（平成24年2月17日）	288
(エ) 第24回（平成24年2月23日）	288

(オ) 第25回（平成24年3月8日）	288
エ 中間指針第四次追補策定まで	288
(ア) 第34回（平成25年9月10日）	289
(イ) 第35回（平成25年10月1日）	289
(ウ) 第36回（平成25年10月25日）	291
(エ) 第37回（平成25年11月22日）	292
(オ) 第39回（平成25年12月26日）	293
(3) 全中間指針の位置付け	295
第3 相当因果関係（総論）	296
1 放射線に関する知見	296
(1) 放射線に関する基礎的な知見	296
(2) 放射線による被曝	297
(3) 放射線による健康被害	299
2 本件事故と放射性物質の放出	301
3 低線量被曝に関する知見等	303
(1) 低線量被曝に関する科学的知見	303
(2) I C R P の勧告	305
ア 1990年勧告	305
イ 2007年勧告	306
(3) 本件事故当時の国内法令の定め	308
(4) 健康調査等	310
ア 基本調査	310
イ 甲状腺検査	310
ウ 健康診査	312
エ こころの健康度・生活習慣に関する調査	312
オ 妊産婦に関する調査	312

カ 内部被曝検査	313
(5) UNSCEARの報告	313
ア 2013年福島報告書	313
(ア) 滞在者の実効線量	314
(イ) 避難者の実効線量	314
(ウ) 公衆における健康影響	315
イ 2015年報告書	316
ウ 2016年報告書	316
(6) 社会心理学的知見	317
ア リスク認知の2因子モデル	317
イ 災害によるPTSDに係る知見	318
ウ 原発事故のリスク認知	319
(7) ストレス調査等	320
ア 「震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究」	320
イ 「福島子ども健康プロジェクト」	321
ウ いわき市民調査	323
エ 福島市民調査	323
オ 子供ストレス調査	323
カ NHK／WIMAアンケート調査に基づく実証的研究	324
キ 放射能に関する福島市民意識調査	326
ク 双葉8か町村災害復興実態調査	326
第4 相当因果関係（各論）	326
1 一審原告らの旧居住地ないし居住地の状況等	327
(1) 水の状況	327
(2) 食品の状況	329
ア 国、地方自治体等による規制等	329

(ア) 基準値等	329
(イ) 検査結果、出荷制限等	330
イ 米に係る規制	332
ウ 内水面の規制等	335
エ 住民の受けた影響	335
(3) 海の状況	335
ア 出荷制限等	336
イ 住民の受けた影響	336
(4) 除染の状況	337
(5) 教育施設の状況	339
ア 各教育施設の対応等	339
イ 避難指示区域における学校の状況等	342
(ア) 避難指示区域における学校の状況	342
(イ) 小中学校の校数及び児童数の変遷	343
ウ 令和元年5月27日時点における富岡町小中学校の状況等	345
エ 住民の受けた影響	346
(6) 医療・介護施設の状況	346
ア 医療施設等	346
(ア) 福島県全体	346
(イ) 相馬エリア	350
(ウ) 双葉エリア	350
(エ) 福島県ふたば医療センター附属病院（上記(ウ)の双葉エリ ア内）	351
(オ) いわきエリア	352
イ 介護施設等	352



(7) 民間事業等の状況	353
ア　概観	353
イ　「さくらモールとみおか」	354
(8) 健康調査等	355
(9) 避難及び帰還の状況	356
2 グループごとの検討	360
3 旧居住地が帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域(以下「帰還困難区域等」という。)である一審原告らについて	362
(1) 認定事実	362
ア　帰還困難区域の概要	362
イ　大熊町の旧居住制限区域並びに大熊町の旧避難指示解除準備区域及び双葉町の避難指示解除準備区域の概要	363
ウ　帰還困難区域等旧居住者の受けた被害	363
(ア) 居住・移転の自由の制限	364
(イ) 旧居住地の汚染	364
(ウ) 日常生活の阻害	365
(エ) 長期間の設定による今後の生活の見通しに対する不安、 帰還困難による不安	366
(オ) 生活費の増加	366
(カ) ふるさとの喪失	367
(2) 検討	368
ア　評価（損害額）	368
イ　一審原告らに対する具体的な認容額	370
(ア) 全般	370
(イ) 一審原告横山はるみ（H-201）について	372

(ウ) 一審原告（亡）林源一（T-1370）について	373
4 旧居住地が旧居住制限区域である一審原告ら（旧居住地が大熊町の旧居住制限区域である一審原告らを除く。以下、本項において同じ。）について	374
(1) 認定事実	374
ア 旧居住制限区域の概要	374
イ 旧居住制限区域旧居住者の受けた被害	377
(2) 検討	379
ア 評価（損害額）	380
イ 一審原告らに対する具体的な損害額	382
ア 全般	382
イ 一審原告（亡）渡邊洋（H-0120）について	383
5 旧居住地が旧避難指示解除準備区域である一審原告ら（旧居住地が大熊町、双葉町の旧避難指示解除準備区域である一審原告らを除く。以下、本項において同じ。）について	383
(1) 認定事実	383
ア 旧避難指示解除準備区域の概要	383
イ 旧避難指示解除準備区域旧居住者の受けた被害	384
(2) 検討	386
ア 評価（損害額）	387
イ 一審原告らに対する具体的な損害額	389
6 旧居住地が旧緊急時避難準備区域である一審原告らについて	390
(1) 認定事実	390
ア 旧緊急時避難準備区域の概要	390
イ 旧緊急時避難準備区域旧居住者の受けた被害	391

(ア) 広野町の状況	391
(イ) 川内村の状況 (本訴において旧居住地が川内村である一審原告はいない。)	393
(ウ) 田村市の状況	394
(エ) 南相馬市の状況	395
(オ) 檜葉町の状況 (本訴において旧居住地が檜葉町の旧緊急時避難準備区域である一審原告はいない。)	397
(2) 検討	399
ア　評価 (損害額)	399
イ　一審原告らに対する具体的な損害額	401
(ア) 全般	401
(イ) 一審原告横山はるみについて	401
7 旧居住地が旧特定避難勧奨地点である一審原告らについて	402
(1) 認定事実	402
ア　旧特定避難勧奨地点の概要	402
イ　旧特定避難勧奨地点旧居住者の受けた被害	402
(2) 検討	403
ア　評価 (損害額)	403
イ　一審原告らに対する具体的な損害額	404
(ア) 全般	404
(イ) 一審原告 (亡) 杉重男 (T - 1 5 2 9) について	405
(ウ) 旧緊急時避難準備区域と重なる一審原告らについて	405
8 旧居住地が旧一時避難要請区域である一審原告らについて	406
(1) 認定事実	406
ア　旧一時避難要請区域の概況	406
イ　旧一時避難要請区域旧居住者の受けた被害	407

(2) 検討	407
ア 評価（損害額）	407
イ 一番原告らに対する具体的な損害額.....	409
(ア) 全般	409
(イ) 旧特定避難勧奨地点を旧居住地とする一番原告らについて	409
9 旧居住地が自主的避難等対象区域である一番原告らについて	410
(1) 認定事実	410
ア 自主的避難等対象区域の概況	410
イ 各地域の状況	411
(ア) 福島市	411
(イ) 二本松市	416
(ウ) 伊達市	418
(エ) 本宮市	421
(オ) 桑折町	423
(カ) 国見町	425
(キ) 川俣町	427
(ク) 大玉村	429
(ケ) 郡山市	431
(コ) 須賀川市	434
(サ) 田村市	436
(シ) 鏡石町	438
(ス) 天栄村	440
(セ) 石川町	441
(ソ) 玉川村	443

(タ) 平田村	445
(チ) 浅川町	447
(ツ) 古殿町	449
(デ) 三春町	450
(ト) 小野町	452
(ナ) 相馬市	454
(ニ) 新地町	456
(ヌ) いわき市	457
ウ 各地域の自主的避難者数	461
エ 自主的避難等対象区域旧居住者の受けた被害	463
(2) 検討	464
ア 評価（損害額）	464
イ 一審原告らに対する具体的な損害額	468
(ア) 全般	468
(イ) 一審原告紹野希実について	469
(ウ) 子供であった者として扱うべき一審原告について	470
(エ) 妊婦であった者として扱うべき一審原告について	471
10 旧居住地が県南地域及び宮城県丸森町である一審原告らについて	473
(1) 認定事実	473
ア 県南地域及び宮城県丸森町の概要	473
イ 各地域の状況	474
(ア) 平成23年3月	474
(イ) 平成23年4月	475
(ウ) 平成23年5～12月	476
(エ) 平成24年1～8月	477

(オ) 平成24年9月以降	477
ウ 各地域の自主的避難者数	478
エ 県南地域及び宮城県丸森町旧居住者の受けた被害	479
(2) 検討	480
ア 評価（損害額）	480
イ 一審原告らに対する具体的な損害額	485
(ア) 全般	485
(イ) 子供であった者として扱うべき一審原告について	486
(ウ) 妊婦であった者として扱うべき一審原告について	486
11 旧居住地が上記3～10以外の地域である一審原告らについて	487
(1) 会津地域	487
ア 認定事実	487
(ア) 会津地域の概要	487
(イ) 会津地域の状況	488
(ウ) 会津地域の自主的避難者数	488
イ 一審原告らの損害	489
(ア) 会津地域旧居住者の損害	489
(イ) 一審原告らに対する具体的な損害額	490
(ウ) 子供であった者として扱うべき一審原告について	491
(エ) 妊婦であった者として扱うべき一審原告について	492
(2) 宮城県（丸森町を除く。）	492
ア 認定事実	492
(ア) 宮城県（丸森町を除く。）の概要	492
(イ) 宮城県の状況	493
(ウ) 宮城県内における本件事故関係の報道	494

イ 一審原告らの損害	497
(ア) 宮城県旧居住者の損害	497
(イ) 一審原告らに対する具体的な損害額	499
(3) 茨城県	499
ア 認定事実	499
(ア) 茨城県の概要	499
(イ) 茨城県の状況	500
イ 一審原告らの損害	503
(ア) 茨城県水戸市及び日立市旧居住者の損害	503
(イ) 茨城県つくば市及び牛久市旧居住者の損害	504
(ウ) 一審原告らに対する具体的な損害額	504
(4) 栃木県	504
ア 認定事実	504
(ア) 栃木県の概要	504
(イ) 栃木県の状況	505
イ 一審原告らの損害	507
(ア) 栃木県旧居住者の損害	507
(イ) 一審原告矢尻実咲 (T-2341) に対する具体的な損害額	508
(5) 上記 3 ~ 10 以外の旧居住者の損害についてのまとめ	509
第 5 弁済の抗弁	509
1 追加賠償項目	509
(1) A D R 等増額賠償	509
(2) 要介護者増額賠償	513
(3) 透析賠償	514
(4) ペット賠償	515

2	世帯内融通について	516
3	精神的損害以外の項目（費目間の融通）について	518
第 6	弁護士費用等	521
1	弁護士費用	521
2	端数の取扱い	521
3	遅延損害金	521
第 7 節	相互の保証について（一審被告国関係）	522
第 1	総論	522
第 2	「相互の保証」の主張立証責任	523
第 3	「相互の保証」の内容	524
第 4	一審原告らについての検討	525
1	韓国について	525
2	中国について	525
3	フィリピンについて	526
4	ウクライナについて	528
5	相互の保証についてのまとめ	529
第 8 節	訴えを取り下げた一審原告らの扱いについて	529
1	二重訴訟一審原告	530
2	一審被告国のみが取下げに同意した一審原告	532
第 9 節	結論	533